行政のうごき

宮城県における産業廃棄物の適正処理のための施策について

宮城県環境生活部循環型社会推進課

1　はじめに

宮城県の産業廃棄物の排出量は年間約11,168千トン（平成25年度）であり、県内で排出される廃棄物全体の90％以上を占めています。これら廃棄物が不適正処理されると、自然環境や地域の景観を損なうだけではなく、悪臭・地下水汚染などの発生により県民の健康や暮らしに様々な影響を及ぼしかねない問題が生ずるおそれがあり、産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して適正処理を指導していくことが重要になっています。そこで、本県における排出事業者等に対する産業廃棄物の適正処理に関する指導状況及び不法投棄・不適正処理の根絶のための広報・啓発にかかる取り組みについて紹介します。

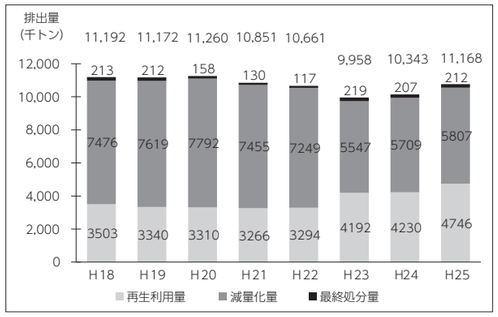


図　宮城県の産業廃棄物の排出量及び処理状況

2　産業廃棄物の適正処理に関する講習会の開催について

本県では、産業廃棄物の不適正処理の防止のためには、排出事業者や処理業者の廃棄物処理法への理解が不可欠であること及び廃棄物処理の透明性を図る観点から、産業廃棄物の適正処理に関する各種講習会を開催しています。

（1）産業廃棄物排出事業者講習会

廃棄物処理法では、事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならないこととされており、その処理を他人に委託する場合であっても、政令で定める委託基準に従い、最終処分までの注意確認義務を要するなど、排出事業者責任が明確にされています。平成26年度は、県内２カ所（参加者164名）において、排出事業者向けに産業廃棄物の適正処理に関する講習会を開催し、廃棄物処理法の概要と排出事業者責任、産業廃棄物処理の委託、不適正処理の事例と対応などについて説明を行いました。

（2）電子マニフェスト講習会

電子マニフェスト制度は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に係る事務処理を簡略化し、廃棄物処理の透明性を高め、不適正処理の防止の意味からも有効なものとなっています。環境省では、平成28年度中にマニフェストの電子化率を50％にすることを目標に掲げ、本制度の普及を図っており、本県においても電子マニフェスト利用者の拡大を図るために、平成24年度から電子マニフェスト講習会を開催しています。平成26年度は、排出事業者向け、処理業者向け、多量排出事業者・建設業者向けの３回に分けて講習会を開催し、参加者には実際にパソコンを用いて電子マニフェストの操作を体験してもらうなど、本制度の加入促進を図りました。

開催日	平成26年10月16日、17日
講習内容	①電子マニフェスト制度の概要 ②導入方法、運用方法 ③パソコン操作体験
参加者数	80名



写真　平成26年度電子マニフェスト講習会の様子

3　産業廃棄物の適正処理に関する施策について

（1）排出事業者の処分委託先の確認

本県では、「産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例」において、排出事業者が産業廃棄物の処分を委託する際には、１年に１回以上の実地確認を行うことにより委託する産業廃棄物の処分の状況を定期的に確認することとしており、排出事業者の処理責任を徹底し、処分委託先での不適正処理を防止しています。



©宮城県・旭プロダクション

宮城県優良認定

○車両表示例

産業廃棄物収集運搬車 *（140ポイント以上）*

氏名又は名称 *（90ポイント以上）*

許可番号 *（90ポイント以上）*



©宮城県・旭プロダクション

○中間処理施設表示例

産業廃棄物の中間処理施設（施設の種類）			
産業廃棄物処理業者名			
産業廃棄物の種類			
許可年月日	年　月　日　施設許可番号		
定期検査年月日	年　月　日		
管理者名		連絡先	

（200cm×150cm以上の大きさ）



©宮城県・旭プロダクション

（2）産業廃棄物処理実績の公表

産業廃棄物の許可業者に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」において、産業廃棄物処理施設の設置者や産業廃棄物処理業者に対して産業廃棄物の処理実績の報告を求めており、また、これらの情報をもとに排出事業者が適正な処理業者を選定できるようにするため、県ホームページで処理実績を公表しています。

なお、本県では、処理業者等によるこれらの処理実績の報告及び集計作業の効率化を図るため、処理業者等自らがインターネットを利用して処理実績を報告することができるシステム「みやぎ産廃報告ネット」を構築し、平成26年度より運用を開始しています。さらに、この「みやぎ産廃報告ネット」では、廃棄物処理法に基づく多量排出事業者処理計画等や産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出も可能になっており、提出者の負担を軽減するとともに、提出率の向上を図っています。



https:www/miyagisanpai.jp

（3）優良な産業廃棄物処理業者の育成

本県では、不法投棄防止啓発の広報活動等を効果的に実施するために、平成25年度に宮城県産業廃棄物不法投棄監視強化事業キャラクター（アニメむすび丸）を作成しました。

平成26年度からは、平成23年４月より開始された優良産業廃棄物処理業者認定制度において、優良基準に適合した事業者のうち、一定基準を満たす事業者は、このアニメむすび丸を使用した掲示板等を設置し、優良認定・優良確認を受けた処理業者であることを広くアピールすることができる「優良産業廃棄物処理業者認定制度普及促進事業」を行っており、優良な処理業者の育成を行っています。

（4）産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発

廃棄物処理法に関する知識の普及、法令等の解説及び改正状況、各種講習会の開催案内等をお知らせするために、本県では、平成18年度より登録した事業者に対して、「メルマガ・さんぱい」を配信しています。「メルマガ・さんぱい」は、隔月で配信しており、現在、登録読者数は約750名となっています。併せて、本県では、排出事業者への産業廃棄物の適正処理に関する出前講座をメニュー化しており、本県が取り組む施策について、より一層理解を深めてもらうよう職員の派遣事業を行っています。

4　今後の課題

本県においては、東日本大震災の影響による復興需要の増大もあり、近年、産業廃棄物の発生量が増加傾向にあり、また、復興復旧工事等の公共工事も数多く行われているところです。こうした状況の中で、産業廃棄物の適正処理の推進のためには、これまでの施策に併せ、今後は、本県の公共工事においても電子マニフェスト制度を積極的に活用してもらうよう庁内関係部局等へ働きかけ、電子マニフェスト制度の普及を図るなど、行政としても関係部局が協力して産業廃棄物の適正処理を推進していく必要があると考えています。

さらには、循環型社会の形成を進めていく上では、産業廃棄物の３Rを推進することが重要となっていることから、産業廃棄物の発生・排出抑制の重要性についても指導を行っていきたいと考えています。